

三田市告示 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

三田市長 田 村 克 也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称：P a y P a y 株式会社

所在地：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 住宅用家屋証明手数料 | ⑭ 狂犬病予防注射済票（再）交付手数料 |
| ② 資料複写料金 | ⑮ 墓地永代使用料 |
| ③ 市史販売料金 | ⑯ 墓地維持管理手数料 |
| ④ 税務証明手数料 | ⑰ 非農地等証明手数料 |
| ⑤ 戸籍関係証明等手数料 | ⑱ 施設使用料 |
| ⑥ 住民票関係証明等手数料 | ⑲ 指定ごみ袋販売料金 |
| ⑦ 印鑑証明等手数料 | ⑳ 講座受講料 |
| ⑧ 農用地区域証明手数料 | ㉑ 子育て交流ひろば会場使用料 |
| ⑨ 農業用施設用地証明手数料 | ㉒ 持ち込みごみ処理手数料 |
| ⑩ 都市計画区域証明手数料 | ㉓ 陶芸物品焼成料負担金 |
| ⑪ 都市計画図面販売料金 | ㉔ 社会教育資料等販売料金 |
| ⑫ 高齢者運賃助成自己負担金 | ㉕ 診療費 |
| ⑬ 犬の登録に係る手数料 | ㉖ 文書発行手数料 |

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで